

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から関東に避難し、同地で職を得た申立人ら夫婦について、年齢的に転職が容易でないことから平成24年9月以降も避難を継続する特段の事情があったとして、同月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料（基本部分）及び生活費増加費用（社員寮費）が、また、夫については直接請求で未賠償であった平成25年1月から平成26年3月までの就労不能損害（減収分）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- |   |  |             |
|---|--|-------------|
| 1 | 生活費増加費用（寮費相当分として）<br>（平成24年9月1日～平成26年3月31日）  | 金475,000円   |
| 2 | 日常生活阻害慰謝料（基礎分として）<br>（平成24年9月1日～平成26年3月31日）  | 金3,800,000円 |
| 3 | 就労不能損害（申立人X1分として）<br>（平成23年3月11日～平成26年3月31日） | 金1,045,680円 |

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金532万0680円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年3月16日

（仲介委員 嘉本 益巳）